

I K G の

旅館経営再生塾

第二二回

慰安旅行費用の税務上の取り扱いについて

（執筆 中村尚和）

旅館業に限らないが、会社の福利厚生として社員の慰安旅行を行うことがある。今回は慰安旅行費用の税務上の取り扱いについて説明する。

慰安旅行等の福利厚生費は、概ね全従業員を対象とし、社会通念上、常識的で通常必要と認められる額については、全額経費処理（損金に算入）できる。しかし、これらを超える額については、役員又は従業員の給与（個人の源泉税の対象）とされ、さらに役員分については、法人の役員賞与として法人税法上経費処理（損金に算入）できない。

それではどこで福利厚

生費と給与の区分をつけるのだろうか。所得税法令解釈通達によると、給与と所得課税されない福利厚生費の範囲について、次の二つを示している。

旅行の期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数によります）以内のものであること

旅行に参加する従業員等の数が全従業員等（工場・支店等で行う場合には、その工場・支店等の従業員数）の五〇%以上であること

次に、法人における社会通念上の福利厚生費の額としては、近年の判例等を考慮すると、一般的に一人あたり概ね一〇万円迄と考えられている。

以上が社会通念上、常識的で通常必要と認められるものの目安である。

慰安旅行とは言え、役員又は従業員の給与とならないよう取り扱いには十分に注意して頂きたい。